

くらしの赤信号

仮想通貨に投資すれば少ない元手で
お金が増やせると誘われ…

SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)で知

り合った相手から「少ない元手でお金が増やせる」、「必ず儲かる」とメッセージがあり、仮想通貨投資に関する動画やコメントが送られてきて、興味を持った。

すると、十万円を払えば更に有益な情報が得られると誘われたので、クレジットカードで参加費を払った。

その後、更に五十万円を払えば、個別サポートも受けられる等とメールが来たが、不審に思い、メールで解約・返金を求めたが返事がなく、電話もつながらない。



アドバイス

「仮想通貨」とはインターネット上でやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データです。上記事例は、仮想通貨投資に関する情報商材トラブル(必ず儲かるなどの触れ込みで様々なノウハウのテキストやCD-ROMの販売、動画配信をするもの)ですが、この他に「高値で買い取るという言葉に信じて購入したのに買い取ってもらえない」等のご相談もあります。

仮想通貨のリスクを知り、甘い誘いに騙されないようにしましょう。

1. 「仮想通貨」は、円やドル等のように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。法定通貨と交換(売買)することができますし、決済ツールとして利用される機会も増えています。しかし、法定通貨と異なり仮想通貨は特定の国家による価値の保証がありません。

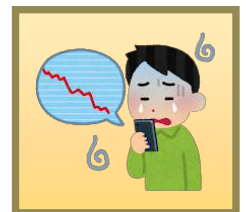
2. 「仮想通貨」は、急激な価格の変動があります。

仮想通貨は、売買や経済状況に応じて、急激な価値の変動があります。また、仮想通貨には様々なリスクがあります。事業者から説明を受け、取引内容やリスク(価格変動やサイバーセキュリティリスク等)をよく理解してから取引を行ってください。

3. 登録業者以外による「仮想通貨」の交換(売買)業務は禁止されています。

金融庁・財務局の登録を受けた仮想通貨交換業者でなければ、国内で仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスを行うことはできません(金融庁のHPで登録確認可能)。

<参考> 金融庁 HP http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html



困ったら
ご相談を!

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。



あいつがSMSを使った不審な請求、
絶対支払わないで！
「プリペイドカードを買って来て」
は詐欺です！

「プリペイドカードを買って来て」は詐欺

※アダルトサイトのワンクリック請求
※サクラを稼いだ出会い系サイト
※身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶ 不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、
カードに書いてある番号を教える」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン▶ **188** (局番なし)

お近くの消費生活センター等の
相談窓口をご案内します。

消費生活センター 一般社団法人日本消費者協会
警察庁 金融庁 消費者庁

(参考)
国民生活センター「プリカ詐欺に注意」
http://kokusen.go.jp/soudan_now/data/preca-sagi.html
消費者庁 本事例に関する情報提供
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171114_0001.pdf

【事例】

スマホに、大手通販サイトA社名で「有料動画の未納料金が発生しております。本日に〇〇ご連絡なき場合、法的手続きに移行します。A社」というSMS（携帯電話番号で送受信するメッセージサービス）が届いた。

怖くなって、メールに記載されていた電話番号にかけてしまった。相手は、「コンビニで通販会社のギフトカード（プリペイドカード）を3枚買って、その番号を連絡するように」と言った。

「コンビニで店員から「これは詐欺ではないか？」と聞かれたが、相手から「コンビニで詐欺ではないかと聞かれても、詐欺ではないと答えて下さい」と言われていたので、否定した。番号を相手に伝えた後に冷静になって、ネット検索をしたら詐欺だと思った。コンビニに戻り事情を話すと、警察に相談するように言われた。

アドバイス

◎SMSで「未納料金があるので連絡するように」と言っるのは詐欺の手口です。絶対に連絡しないようにしましよ

う。詐欺業者は、有名企業の名前をかたる場合があります。聞き覚えがあるからと言って、安易に信用しないようにしましよ。

◎「本日に連絡なき場合」、「法的手続きへ移行」というのは、相手を脅し、冷静な判断力を失わせようとする手段です。

訴訟等法的手続きへの移行が予定されている場合は予め書面による通知がなされるのが一般的です。

◎「プリペイドカードを購入して、その番号を連絡しろ」と言っるのは典型的な詐欺の手口です。

ネット上で使えるプリペイドカードの番号を教える事は相手にお金を支払うことと同じです。教えてしまうと回復は困難になります。絶対に教えないで下さい！

困った時はご相談を！
枚方市立消費生活センター
相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)
072-844-2431
9時30分～16時30分
(土・日・祝日、年末年始除く)



ひらかた観光大使「くらわんこ」
©枚方文化観光協会